

宇陀市議会訓令第1号

宇陀市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準を次のように定める。

令和8年10月1日

宇陀市議会議長 廣 澤 孝 英

宇陀市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準
(趣旨)

第1条 この基準は、宇陀市議会議長（以下「議長」という。）が、市政運営上のために市議会を代表して交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、その支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。
(責務)

第2条 交際費の支出に際しては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲で、かつ、支出金額が必要最小限の金額にとどめ、支出状況の透明性を確保するとともに、交際費に対する市民の理解と信頼を深められるよう常に努めなければならない。

(支出区分等)

第3条 交際費は、支出の内容により区分し、次の表のとおり支出するものとする。ただし、これによりがたい事例が生じた場合は、市政への関わりを総合的に勘案し、その都度決定するものとする。

支出区分	内容	支出金額
祝儀	行事、式典、総会等の参加に要する経費	10,000円以内でその都度協議して決定する。
弔慰	葬儀等における香典、供花等による経費	別表のとおりとする。
	市民への弔意文に係る経費（弔意文の配布は、遺族等の同意の有無にかかわらず、宇陀市内に住所を有する者に対し行うものとする。）	実費相当額
激励費	全国大会等に出場する市民又は団体が、議長等に出場報告等の表敬をした際に支出する経費	10,000円以内でその都度協議して決定する。
渉外費	外部との公の意見交換又は	社会通念上必要と認められる額

	折衝等に必要な土産等の購入、委員会等の行政視察等議員派遣に係る訪問先又は受け入れ時の土産等の購入に要する経費	
賛助金	公共的、公益的な団体の活動趣旨及び目的に賛同できるものに対する経費	10,000円以内でその都度協議して決定する。

(交際費の公表)

第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容（目的及び相手方等）
- (4) 支出金額
- (5) その他必要な事項

2 宇陀市情報公開条例（平成18年宇陀市条例第9号）第7条の規定により開示できないものが含まれているときは、当該情報は公表しないものとする。

3 公表は、毎年度行うものとし、当該年度分を翌年度の4月末日までに市議会のホームページに掲載するものとする。

(見直し)

第5条 この基準は、社会通念上及び社会経済状況の変化等に留意するとともに市民感覚と著しくずれが生じることのないよう適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	本人死亡	配偶者死亡	同居の親族 一親等親族	配偶者の父母 (同居に限る)
市長、副市長及び 教育長（現職）	30,000円 ・生花一對	10,000円	10,000円	10,000円
市職員 (現職の常勤職員)	生花一基	—	—	—
国会議員（地元）・ 県議会議員（地元）・ 近隣市町村議会議長及 び近隣市町村長	生花一對	—	—	—

※いずれも現職とする				
------------	--	--	--	--

備考

- 1 近隣市町村とは、桜井市、御杖村、曽爾村、東吉野村、名張市とし、他は議長がその都度判断する。
- 2 市議会議員に訃報連絡することに遺族等の同意がない場合は、支出しないものとする。